

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 定着促進事業の延長及び事業内容の変更について

検査促進枠の対象事業について、令和4年1月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」（以下「令和4年1月19日付事務連絡」という。）1により、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）が定められているところです。

今般、令和4年3月17日付基本的対処方針により、新たに、令和4年3月11日のコロナ分科会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨するとされました。これに伴い、本事業の内容を以下の通り改めます。

【令和4年4月1日以降の定着促進事業】

各都道府県においては、原則3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査を無料とする事業を令和4年6月末まで実施することとします。

2. 定着促進事業の対象者及び実施方法等について

令和4年4月1日以降の定着促進事業においては、原則として、3回目接種未了の無症状者を対象とし、抗原定性検査により実施することとします。

これに伴い、以下の場合については、それぞれ、令和4年1月19日付事務連絡により求められている検査受検の目的を証する書類等の提示に加え、検査の受付時に追加の書類等の提示を求めることとします。

- ① 対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても定着促進事業による検査を受検する必要が認められる場合
- ② 定着促進事業による検査をPCR検査等により実施する必要が特に認められる場合（原則以下に列挙する事由に限る）
 - ・ 受検者が10歳未満であること
 - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されること

これら書類等を確認した上で、3回目接種完了者を事業の対象とすること及びPCR検査等により事業を実施することを可能とします。

その他の定着促進事業の実施方法及び実施事業者が満たすべき要件等については、実施要領に定めるところによることとし、実施要領を別紙2のとおり改正いたします。

都道府県におかれては、令和4年3月31日までに必要な手続及び様式の変更を行っていただくようお願いします。

3. 検査促進枠の交付対象経費の改定について

これまで、令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」（以下「令和3年12月20日付事務連絡」という。）3.（1）において、実施事業者が実施する検査等費用を検査実績に応じて支援することとしているところです。

この場合の1回当たり検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む）について、令和4年4月1日以降、以下に定める額とします。

（1回当たりの検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む））

PCR検査等・・・実施事業者の仕入額（上限8,500円（税込））

抗原定性検査・・・実施事業者の仕入額（上限1,500円（税込））

- ※ PCR検査等については、実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を7,000円（税込）とする。
- ※ 令和4年7月1日以降については、PCR検査等の上限額を7,000円（税込）以下に変更する予定。
- ※ 抗原定性検査については、令和3年12月30日までは、上限額を3,500円（税込）、令和4年3月31日までは、上限額を3,000円（税込）とする。

4. 定着促進事業延長等に伴う検査促進計画の協議について

定着促進事業の延長及び検査キット単価の変更等に伴い、検査促進計画を改めて提出するようお願いします。これに伴い、検査促進計画様式を別紙3のとおり改正いたします。

5. 無料検査事業実施事業者への支払の円滑化について

実施事業者への支払を毎月実績に応じて実施する等の取組があることも踏まえ、各都道府県においては、事業者の資金繰りに配慮した申請・支払スケジュールを設定する等、事業者への支払の円滑化に向けて適切にご対応頂くようお願いします。

<関係資料一覧>

- 別紙1 PCR等検査無料化の概要（改訂版）
- 別紙2 実施要領
- 別紙3 特措法担当大臣との協議における提出様式（検査促進計画）
- 別紙4 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第5版）

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752